

設 計		精 算	
--------	--	--------	--

工 事 設 計 書 行橋市大字上稗田 一、 土地改良施設維持管理適正化事業 井堰補修工事（上稗田：下井手井堰） 工事 金 + = 円也 （設計額） （消費税相当額）	工 事 の 大 要	起伏堰(W)18.0m × (H)1.0m 油圧ユニット更新 自動倒伏装置更新
	理 由	

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

総括表						
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
水門設備(維持修繕)	1	式				
合計						

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
水門設備(維持修繕)	1	式				
【工場製作】	1	式				
機器単体費	1	式				
油圧ユニット 3.7kw-200L 7Mpa	1	式				
自動倒伏装置 全倒伏式 SUS304	1	式				
直接製作費計	1	式				
製作工事原価	1	式				
【据付工事】	1	式				
輸送費	1	式			A 1 号	
材料費	1	式			A 2 号	
労務費	1	式			A 3 号	
直接経費	1	式			A 4 号	

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
消費税等相当額	1	式				
合計						

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

【 第 1 号 A代価表 】 輸送費 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
輸送費 y=83.9x*D+51,000	1	式				
計						

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

【 第 2 号 A代価表 】 材料費							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
据付材料費(水門設備) 起伏ゲート	1	式			施 1 号		
作動油 32		l					
据付補助材料費(水門設備) 起伏ゲート	1	式			施 2 号		
計							

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

【 第 3 号 A代価表 】 労務費							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
据付工		人					
普通作業員		人					
電工		人					
計							

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）

【 第 4 号 A代価表 】						
直接経費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
トラック[クレーン装置付] ヘーストラック4t級 吊能力2.9t	2	供用日				
ウェルダー 200A		日				
雑器具損料		%				
計						

井堰補修工事（上稗田：下井手井堰）特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用範囲

この特記仕様書は、下井手堰において、「福岡県施設機械工事等共通仕様書(令和3年10月)」に優先して適用する。

第2章 工事概要

第1節 工事の場所

福岡県行橋市大字上稗田

第2節 設備の概要

1) 起伏ゲート

鋼製自動転倒ゲート（油圧式）

純径間 18.000m×貯水高 1.000m×1門

第3節 施工範囲

本工事の施工範囲は、油圧ユニット更新及び、自動倒伏装置更新を行う工事とする。

第3章 施工条件明示

第1節 施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

1. 工程関係

- ・現場施工は、非出水期の10月以降とする。
- ・通常の施工時間帯での工事を想定している。

2. 公害関係

- ・工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・水質汚濁等)については、特段考慮していない。
- ・事業損失に関わる事前調査等の実施は予定していない。

3. 安全対策関係

- ・交通安全対策について、特段の考慮はしていない。
- ・安全対策としての施工方法などの制約はない。

第4章 施工

第1節 運搬

1. 各製品は、運搬過程において変形、破損が生ずることがないように荷造りをしなければならない。
2. 運搬時において、一般公共物及び住民等に損害を与えたときは、ただちに適切な処置を取り解決を図るものとする。

第5章 提出書類等

第1節 受注者の提出

1. 受注者は、提出書類を契約図書、関係法令に基づいて、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更書類を提出しなければならない。

第2節 工程表

1. 受注者は、契約書に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

第3節 提出図書

1. 受注者は、次の図書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、承諾図書・完成図書・工事写真を提出しなければならない。

第6章 施工管理及び品質管理試験

第1節 施工管理基準

1. 本工事の施工管理は、次に示す施工管理基準により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
 - ・「土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）（令和4年3月）」
 - ・「施設機械工事等共通仕様書（福岡県農林水産部）（令和4年3月）」
 - ・「施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）（令和4年3月）」
2. 受注者は、自らの責任において施工管理体制を確率しなければならない。
3. 本工事は、整備補修を目的としており、旧製品と新製品とを対比できるような数量及び写真管理を行なうこと。

第2節 確認検査

1. 受注者は、福岡県施設機械工事等共通仕様書に掲げる段階確認一覧表に示す種別以外の下記種別について、監督職員による検査（確認を含む）及び立会を受けなければならない。
 - ・ 機能確認
 - ・ 運転調整

第7章 試験及び検査

第1節 試運転調整

1. 本工事完了後、監督職員の立会のうえ、試運転を実施するものとし、所定の機能が確保されていなければならない。
2. 本工事の総合不可試運転調整に要する電力費は、発注者において負担する。

第2節 完成検査

完成検査順序方法等については検査職員の指示に従うものとする。